

11 学校法人合併認可申請書(大阪府所轄の準学校法人用)

年 月 日

大阪府教育長 ○○○○ 様 ①

○○学校設置者  
設置者所在地  
設置者名 印

〔 新設合併の場合  
合併事務担当者 ② 〕

○○学校設置者  
設置者所在地  
設置者名 印

〔 新設合併の場合  
合併事務担当者 ② 〕

学校法人合併認可申請書

このたび学校法人○○学園と学校法人○○学園を合併したいので、(新設合併の場合、『学校法人○○学園と学校法人○○学園を合併し新たに学校法人○○学園を設立したいので、』)私立学校法第 64 条第 5 項において準用する同法第 52 条第 2 項の規定に基づき関係書類を添えて認可を申請します。

1 合併の理由

2 合併の時期

添付書類

- 1) 合併後存続する法人(新設合併の場合、合併によって設立する法人)の寄附行為
- 2) 合併前の各法人の寄附行為
- 3) 理事会及び評議員会の決議録等、設置者所定の手続きを経たことを証する書類(様式 29、30 の作成例参照) ④
- 4) 合併前の各法人の登記簿謄本
- 5) 合併前の各法人の沿革その他
- 6) 合併前の各法人の資金収支決算書(様式 13)
- 7) 合併前の各法人の申請時の財産目録(様式 14)
- 8) 合併前の各法人の不動産の権利の所属についての登記所の証明書類等及び不動産以外の重要な財産の権利の所属について銀行等の証明書類
- 9) 合併前の各法人の不動産その他の主たる財産についての価格評価書
- 10) 合併後の修業年限に相当する期間の事業計画(様式 12)及び資金収支予算書(様式 13)
- 11) 申請者が私立学校法第 55 条の規定により選任された者であることを証する書類(新設合併の場合のみ)

- 12) 合併後存続する法人の役員として新たに就任する者(新設合併の場合、合併によって設立する法人の役員)の就任承諾書(様式 20 に準じて作成)、履歴書及び宣誓書(様式 32)
  - 13) 合併後存続する法人(新設合併の場合、合併によって設立する法人)のうちに、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が 1 人を超えて含まれていないことを証する書類(様式 21 に準じて作成)
  - 14) 合併後存続する法人(新設合併の場合、合併によって設立する法人)の設置する私立学校の学則
  - 15) 合併前の各法人の施設の概要(様式 9)
  - 16) 合併前の各法人の設置する学校の校地・校舎図面(付近見取図、配置図、各階平面図、立面図) ③
- ※ その他参考資料の提出を求める場合がある。

#### 提出期限

合併予定日の 30 日前までに申請書を提出すること。

申請書提出期限の 2 か月前までに計画書として次の書類を提出すること。

・申請書かがみ(押印省略可)

・添付書類

- 1) 様式に押印欄がある場合も押印不要とすることができる。
- 2) 印鑑証明書、身分証明書、法人登記簿謄本は提出不要とすることができる。

#### 留意事項

1. 提出部数正 1 部副 2 部(合計 3 部)
2. 学校の設置・廃止により、準学校法人が学校法人又は学校法人が準学校法人になる場合は、組織変更認可が必要なので事前相談すること。
3. サイズは A4 版を原則とするが、図表等が読みづらくなる場合は A3 版でも可とする。両面印刷を原則とする(A4 版は長辺綴じ、A3 版の場合は短辺綴じ)。

#### 説 明

- ① 氏名を省略する場合は「大阪府教育長様」とすること。
- ② 新設合併の場合、申請者は、私立学校法第 55 条の規定により合併の当事者である学校法人(又は準学校法人において、それぞれ選任された者)が共同して行う。
- ③ 各部屋の室名及び面積を記載すること。
- ④ 該当箇所に蛍光ペン等でマーカーすること。また、申請(届出)事項に係る議案資料をあわせて添付すること。